

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 30 日

都道府県・水質汚濁防止法政令市
水質保全担当部（局） 御中

環境省水・大気環境局水環境課

地域環境目標「沿岸透明度」について

平素より水環境行政の推進に特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 12 月 7 日付け「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（答申）」において、底層溶存酸素量は生活環境項目環境基準とし、沿岸透明度は地域において設定する目標（地域環境目標）とする旨の答申がなされました（答申については、本年 2 月に貴自治体に冊子を送付しております）。

沿岸透明度は、海藻草類及び沈水植物等の水生植物の生育の場の保全・再生、ひいては健全な水環境の保全の観点から、また、良好な親水利用の場を保全する観点から、水生植物の生育に対して直接的な影響を判断でき、かつ国民が直感的に理解しやすい指標として設定するものです。それぞれの地域において、藻場等の水生植物の保全・再生する水域や親水利用が行われる地点の水質の状態を把握しつつ地域の実情に応じた目標値を設定し、その達成や維持を目指して様々な対策が進められることが期待されます。

環境省では本答申を踏まえ、地域において沿岸透明度の目標値の設定が促進されるよう、具体的な目標値設定の考え方、設定手順、監視及び評価方法等について、引き続き検討を行うこととしており、とりまとめた結果については、改めてお知らせしてまいります。

なお、検討にあたりましては、貴自治体の皆様にご協力をお願いをさせていただくこともあるかもしれませんが、その際には、どうぞよろしくお願い申し上げます。

環境省 水・大気環境局

水環境課 環境基準係

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

[TEL:03-5521-8314](tel:03-5521-8314)(直通)